

4月

- 4月10日
 - 1 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 4月15日
 - 2 給与支払報告に係る給与所得者移動届出
4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者があるときは4月15日までに関係の市町村長に要届出
- 4月30日
 - 3 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
 - 4 2月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
 - 5 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 - 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 - 7 8月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
 - 8 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
 - 9 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（12月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉
- 4月中において市町村の条例で定める日
 - 10 軽自動車税の納付
賦課期日…4月1日
 - 11 固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付
- 4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間
- 市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの期間等
- 13 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出

5月

- 5月10日
 - 1 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 5月15日
 - 2 特別農業所得者の承認申請
- 5月31日
 - 3 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
通知方法…特別徴収義務者経由、納税義務者へ通知
 - 4 3月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
 - 5 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 - 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 - 7 9月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
 - 8 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
 - 9 消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（1月決算法人は2か月分、個人事業者は3か月分）〈消費税・地方消費税〉
 - 10 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付
- 5月中において都道府県の条例で定める日
 - 11 自動車税の納付
賦課期日…4月1日
 - 12 鉦区税の納付
賦課期日…4月1日

6月

- 6月10日
 - 1 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（前年12月～5月分）の納付
- 6月17日
 - 2 所得税の予定納税額の通知
- 7月1日
 - 3 4月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
 - 4 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 - 5 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 - 6 10月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
 - 7 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
 - 8 消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（2月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉
- 6月、8月、10月及び1月中（均等割のみを課する場合にあっては6月中）において市町村の条例で定める日
 - 9 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）

目次

税務カレンダー	1
2019年度事業計画	2
平成31年度税制改正のあらまし《速報版》抜粋	3
税務説明会日程	4
ふれあい写真コンテスト優秀作品紹介	5
経営のヒント	
社長のリーダーシップが崩壊する時	8
商人心得いるは歌に学ぶ	9
最近の話題から	
K Y Bの免震装置検査データ改ざん	11
大役員給与の損金不算入とは？	12
部会だより	13
地区会だより・新会員・部会員紹介	14

会員企業紹介	15
企業の税務コンプライアンス向上のために	17
健康情報『いやな場面に直面したとき ～セルフトークのすすめ～』	18
税理士会コーナー	
支部長就任にあたり	19
経営寸話【税理士 小鮎宏規】	20
税務署コーナー	
軽減税率制度への対応には準備が必要です！	21
群馬県からのお知らせ	24
2019年度高崎法人会会員証について	25
表紙説明	26

2019年度 定時総会のご案内

(ご欠席の場合も、総会の出欠通知は、必ずご返信ください。)

日時：2019年5月24日(金)
午後4時～

場所：ホテルグランビュー高崎
(高崎市柳川町70)

議案：①2018年度収支決算承認の件
②任期満了に伴う役員改選の件
③定款の一部改正について

報告事項：・2018年度事業報告
・2019年度事業計画及び収支予算

2019年度事業計画

自2019年4月1日
至2020年3月31日

基本的指針

よき経営者を目指すもの
の団体として企業の積極的
な自己啓発を支援し納税意
識の向上と企業経営及び社
会の健全な発展に貢献する。

方針

基本的指針を基に、会員
企業の声を反映し、より一
層の「公益性の拡大」・「統
一性の確立」・「透明性の確
保」を目指し、企業と地域社
会のため事業活動を行う。

事業計画

公益事業

(1) 税務支援事業

- ① 税務研修・普及事業
 - (イ) 改正税法普及説明会
 - (ロ) 決算税務説明会
 - (ハ) 新設法人税務説明会
- ② 最新の税務情報の提供
 - (イ) 全国大会への参加
 - (ロ) 2020年度税制改正
に関する提言
 - (ハ) 地元選出の国会議員や
地方自治体等に対する

要望活動

③ 租税教育事業

- (イ) 小学生を対象とした租税
教室の開催は高崎税務
署及び関東信越税理士
会高崎支部との連携をさ
らに深めたものとする。
- (ロ) 小学生を対象とした税
に関する絵はがきコン
クールの実施にあたって
は、高崎税務署及び関東
信越税理士会高崎支部
の協力のもと実施する。

④ 税の広報・啓蒙事業

- (イ) 租税教育推進協議会主
催の研修会への参加
- (ロ) 税の広報・啓蒙事業
Xの周知広報活動及び
普及拡大活動の実施

- (ハ) 広報紙「法人だより」の
発行と配布
- (ニ) 税を考える週間(11月
11日～17日)街頭広報
活動の実施

- (ホ) 税に関する「ふれあい
写真コンテスト」の開催

(2) 経営支援事業

- ① 経営支援研修会の開催
- ② セミナーDVDレンタル
サービスの実施

③ インターネットセミナー の実施

- ④ ホームページでの経営支
援情報の提供

(3) 地域社会貢献事業

- ① 社会福祉協議会へのタオ
ル寄贈
- ② 税を考える週間協賛事業
として公開講演会の開催

- ③ 下期公開研修会の開催
- ④ 地域社会への貢献活動

- ⑤ 地域イベントでの租税の
啓蒙活動、または協賛
- ⑥ 地域の清掃活動

- ⑦ 小学校への教育資料の寄贈

共益事業

(1) 会員支援事業

- ① 研修会・交流会等の開催
- (イ) 異業種交流会の実施
- (ロ) 会員相互の交流を目的
とする研修会

- (ハ) 高崎法人会・税理士会
親善ゴルフ大会の開催
- (ニ) ボウリング大会の開催

- (ホ) 視察研修会等の開催
- (ヘ) 上期研修会の開催

- (ト) 厚生委員会主催研修会
の開催
- (チ) 税制委員会主催研修会

の開催

- ② 優良経理担当者表彰式
- ③ ネットバンキング会員割
引サービス・法人会融資
制度の実施

- ④ 厚生制度推進
- (イ) 法人会福利厚生制度の
普及と推進

- (ロ) 中小企業向け貸倒保証
制度の推進

- (イ) 生活習慣病健診の実施

- (2) 会員増強事業
- 会員数5,000社台並
びに会員加入率50%台達成
を目標に、会をあげて会員
募集を推進する。そのため、
地区会毎に年間の会員増強
目標数を定めて、地域の実
情に即した募集活動を実施
する。会員増強月間である
9月～12月の4カ月間は、
特に重点的に会員増強運動
を実施する。

また、高崎法人会独自で
作成したパンフレットを積極
的に活用し、高崎法人会の周
知及び会員増強に取り組み。
引き続き、マイナンバー
制度導入に伴う、新設法人
の情報を活用する。

また、高崎法人会独自で
作成したパンフレットを積極
的に活用し、高崎法人会の周
知及び会員増強に取り組み。
引き続き、マイナンバー
制度導入に伴う、新設法人
の情報を活用する。

平成31年度版

速報版

法人会

税制改正のあらまし

この記事は、平成30年12月21日に閣議決定された平成31年度税制改正大綱等に基づいています。今後の国会審議等にご留意ください。平成31年分以降の元号につきましては、便宜上、平成を使用しています。

法人会キャラクター けんた



【1】法人税関係

（1）中小企業の支援

① 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長
中小企業者等の法人税率（年800万円以下の所得金額）について、19%を15%に軽減する特例の適用期限が2年間延長されます。

② 中小企業投資促進税制の延長
中小企業者等が機械装置等の対象設備を取得等した場合に適用できる中小企業投資促進税制が、2年間延長されます。

③ 中小企業経営強化税制の延長
中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた一定の中小企業者等が、特定経営力向上設備等を取得し、指定事業の用に供した場合に、即時償却又は税額控除（10%）が適用できる中小企業経営強化税制について、働き方改革に資する設備も適用対象とした上で、適用期限が2年間延長されます。

④ 中小企業における災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制上の措置
中小企業の事業活動に災

害が与える影響を踏まえ、事前対策の取組を推進する観点から、中小企業等経営強化法の改正を前提とする事業継続力強化計画（仮称）の認定を受けた一定の中小企業者が防災・減災設備を取得等をした場合に、20%の特例償却ができる措置が講じられます。

（2）イノベーション促進のための研究開発税制の見直し

質の高い研究を後押しするとともに、研究開発投資を増加させた場合のインセンティブを強化する観点から、以下のように研究開発税制が見直されます。

① 特別試験研究費に係る税額控除制度（オープンイノベーション型）
オープンイノベーション型について、対象範囲に民間企業（研究開発型ベンチャーを含む）への一定の委託研究が追加されるとともに、控除税額の上限が法人税額の10%（現行：5%）に引き上げられます。

② 試験研究費の総額に係る税額控除制度（総額型）
総額型について、税額控除率が見直された上、研究開発を行う一定のベン

チャー企業の控除税額の上限が法人税額の40%（現行：25%）に引き上げられます。

③ 中小企業技術基盤強化税制
中小企業技術基盤強化税制について、税額控除率が見直された上、試験研究費が高い水準の中小企業者等には、その控除率を割り増す措置が講じられ、適用期限が2年間延長されます。

④ 試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度（高水準型）
高水準型については、総額型において、試験研究費が高い水準の企業に対する控除率の割増し措置が講じられたことに伴い、廃止されます。

【2】所得税関係

（1）空き家に係る譲渡所得の特例の拡充

空き家に係る譲渡所得の特例控除の特例は、相続から3年を経過する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、その家屋（一定の耐震基準を満たしたもの）や敷地などを譲渡した場合、譲渡所得から

最大3000万円を控除することができるようになります。これまでは、老人ホーム等への入所で被相続人の家屋が空き家になった場合、同特例を適用できませんでした。したが、改正案では、一定の要件を満たせば、相続開始直前において被相続人の居住の用に供されていたものとして適用対象とした上で、その適用期限が平成35年12月31日まで4年間延長されます。

（2）ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度は、自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合、寄附額のうち2000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です（一定の上限あり）。
改正案では、ふるさとの取組を応援するという制度の趣旨に沿わない、過熱する返礼品競争を抑制する観点から、一定の要件に適合する自治体をふるさと納税制度の対象として総務大臣が指定するように見直されます。

【3】相続・贈与税関係

(1) 個人事業者の事業承継税制の創設

個人事業者の円滑な事業承継を促す観点から、個人事業者の事業承継税制が10年間の時限措置として創設されます。

事業用の宅地、建物、その他一定の減価償却資産について、適用対象部分の課税価格の100%に対応する相続税額・贈与税額の納税が猶予されます。

なお、既存の特定事業用の小規模宅地等の特例との選択適用となります。

(2) 特定事業用の小規模宅地等の特例の見直し

特定事業用の小規模宅地等の特例は、被相続人等の事業の用に供されていた宅地(400㎡まで)について、相続税の課税価格を80%減額する特例です。

改正案では、いきすぎた節税を目的とした利用を防止するため、本特例について、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等(当該宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、当該宅地等

の相続時の価額の15%以上である場合を除く)については、その対象から除外されます。

(3) 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の見直し

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、三点の措置が講じられます。

(4) 教育資金の一括贈与・非課税措置の見直し

教育資金の一括贈与・非課税措置は、親や祖父母(贈与者)が金融機関に子や孫(受贈者)0歳未満(受贈者の口座等を開設し、教育資金を拠出した場合、受贈者ごとに1500万円が非課税となります。

この非課税措置については、見直された上で、適用期限が2年間延長されます。

(5) 結婚・子育て資金の一括贈与・非課税措置の見直し

結婚・子育て資金の一括贈与・非課税措置は、親や祖父母(贈与者)が金融機関に子や孫(受贈者)20歳未満(名義の口座等を開設し、結婚・子育て資金を拠出した場合、受贈者ごと

に1000万円(結婚関係費用は300万円)が非課税となります。

改正案では、この非課税措置について、受贈者の所得要件(1000万円以下)が設けられた上で、適用期限が2年間延長されます。

【4】その他

(1) 消費税率の引き上げに伴う対応

平成31年10月の消費税率10%への引き上げに際し、経済に影響を及ぼすことがないよう、自動車と住宅に関する税制上の支援措置が講じられます。

(2) 地方法人課税における新たな偏在是正措置

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化を踏まえ、特別法人事業税(仮称)、特別法人事業譲与税(仮称)が創設されます。

(3) 森林環境税(仮称)、森林環境譲与税(仮称)の創設

森林整備等に充てる財源の確保のため、森林環境税(仮称)と森林環境譲与税(仮称)が創設されます。

2019年度上期

「税務説明会」日程表

※時期、会場にかかわらず、ご参加いただけます。

決算税務説明会(2時間程度)

- 4/19(金) 14:00~(渋川ブロック)
渋川市金島ふれあいセンター
- 4/23(火) 14:00~(群馬ブロック)
高崎市市民活動センター「ソシアス」
- 5/ 8(水) 14:00~(安中・松井田)
安中市文化センター
- 5/10(金) 14:00~(榛名・倉渕)
榛名商工会館
- 5/16(木) 14:00~(高崎・新町)
高崎市総合福祉センター
- 7/25(木) 14:00~(高崎・新町)
高崎市総合福祉センター
- 9/19(木) 14:00~(高崎・新町)
高崎市総合福祉センター

新設法人税務説明会

- 4/17(水) 14:00~16:00
高崎市総合福祉センター
- 8/ 8(木) 14:00~16:00
高崎市総合福祉センター

改正税法普及説明会(2時間程度)

- 5/ 9(木) 16:00~(新町)
かがや(新町地区会総会と同時開催)
- 5/15(水) 15:00~(吉井)
吉井商工会館(吉井地区会総会と同時開催)
- 6/ 4(火) 14:00~(群馬ブロック)
榛東村南部コミュニティセンター
- 6/ 5(水) 14:00~(高崎)
ピエント高崎
- 6/11(火) 14:00~(榛名・倉渕)
榛名商工会館
- 6/13(木) 14:00~(高崎)
高崎市産業創造館
- 6/14(金) 14:00~(渋川ブロック)
渋川市金島ふれあいセンター
- 6/19(水) 14:00~(安中・松井田)
安中市文化センター
- 6/20(木) 14:00~(高崎)
高崎市総合福祉センター

※渋川ブロック・群馬ブロック・伊香保・子持・北橋・赤城地区会

管内団体
高崎税務署
協力
高崎税務連絡協議会

ふれあい写真コンテスト

(一社)高崎法人会が中心となり、写真コンテストを開催しました。

応募点数247点(一部80点、二部167点)の中から各部17点、合計34点の作品が入賞しました。その内上位14作品をご紹介します。

この写真コンテストは、私たちの納めている「税」が社会の中でどう活かしているか、広く皆さんに知っていただくため、社会貢献活動の一環として開催しているものです。

なお、表彰式は3月10日(日)にピエント高崎6階において開催し、全入賞作品は確定申告期間中(2月18日~3月15日)確定申告相談会場のピエント高崎にて展示しました。

※各部門の第一位「推薦」作品は裏表紙に掲載しております。
※入選の作品は当会ホームページにて掲載予定です。



特選

(高崎間税会 会長賞)
『もうすぐ開館』
須藤 伸 (高崎市)



特選

(青色申告会連合会 会長賞)
『陰の功労者』
阿部 巖 (伊勢崎市)



準特選

『旗信号』
大隅 博 (太田市)



特選

(税理士会 高崎支部長賞)
『山火事消火その1』
下山 武男 (桐生市)

第一部 テーマ ■ 「税」が活かされている場面

快適で安全な生活が営めるように、国や県・市町村は教育・文化の振興、道路整備、福祉など、個人の経済力や責任でまかなうことのできない公共サービスや公共施設を提供しています。

「税」が社会に活かされている様子を写真で表現していただきました。



第一部

「税」に関すること



準特選

『出初め式』
若山 昭子 (高崎市)



準特選

『沈み行く橋』
坂本 徹 (桐生市)



特選

(高崎小売酒販組合理事長賞)
『親子で稲作体験』
筒井 モト (高崎市)



特選

(高崎法人会 会長賞)
『楽しい桜祭り』
山崎 清 (高崎市)

第二部 テーマ

■「ふれあい」または 「社会貢献」に関すること

税に関係なく、「ふれあい」や「社会貢献」に関することをテーマに作品をご応募頂きました。



準特選 『世界の記憶遺産・上野三碑ボランティア』
小 曳 玲 子 (高崎市)



特選 (群馬県酒造組合 高崎支部長賞)
『花見』
坂 本 たつ江 (桐生市)



準特選 『囲炉裏を囲んで』
千 葉 直 江 (邑楽町)



準特選 『やさいの里のどんと焼』
矢 島 英 男 (高崎市)

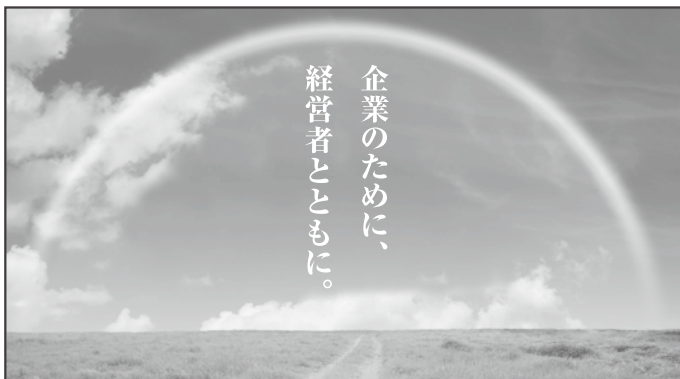
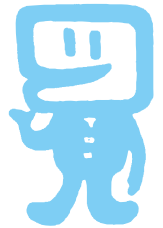
主催：高崎税務署管内 税務協力団体連絡協議会

一般社団法人高崎法人会（主幹）、高崎税務署管内納税貯蓄組合連合会、
高崎税務署管内青色申告会連合会、群馬県酒造組合高崎支部、高崎小売酒販組合、
高崎間税会、関東信越税理士会高崎支部

後援：高崎市、渋川市、安中市、吉岡町、榛東村、高崎税務署、
群馬県高崎行政県税事務所、群馬県渋川行政県税事務所、上毛新聞社
協賛：群馬県写真材料商組合高崎・西毛支部、株式会社プロフォトセンター

「ふれあい」または
「社会貢献」に関すること

第二部



企業のために、
経営者とともに。

T&D
T&D保険グループ

大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、
今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、
「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、
経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

DJIDO 大同生命保険株式会社

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5 TEL 027-223-5260



社長が公私混同すれば、下はこれを見習い、会社はたちまち傾く。

これらの「我」が現れたら、社長のリーダーシップは危機に直面し、音を立てて崩壊する。

社長のリーダーシップは、歳をとったり、弱気になったりして、後ろを向き始めた時、崩壊期に入っていく。

その兆候は、次の3つの症状によって判定できるだろう。

①社長が二言目には「あの頃はよかった」と昔を懐かしむ話し方になつたら、弱り目を自覚し、前に進むのが容易でなくなったのである。

②社長が「とにかく、このやり方がいいんだ」と方法論に固執するようだと、世の中の変化に対応できなくなっているのである。

③社長が「危ない橋は渡るな」と口癖のように言うようになると、もう進取の気風を失ったものである。

社長にこれらの症状が見

えたら、幹部は、既に社長交代期が過ぎてしまったも同然であるが、今からでも遅くない、若手の後継者を立てることを考えるべきである。

過去の栄光、思い出にふけていられるほど優雅な経営環境ではないことを若社長に知ってもらわなければならぬ。

それを単なる感情で、「あなたは古い」「時代遅れだ」の言葉でやり込めるのは逆効果で、若い実力者が、先見性の豊かな分析と、科学的で合理的な数字を挙げて、冷静にきつちりと説明する方がよい。

創業者自身、かつては危ない橋の二つや三つは渡ってきたから、今日の成功をもたらしたのであるのに、その苦難の過去を忘れて、危ないことをするなど言うのは、安全策に逃げ込めということであり、もはや前進を考えない負けの姿勢である。

実業家には常にリスクが

付きものである。まして、新しい事業やプロジェクトを展開していくためには、危ない橋も渡らなければならない。

老リーダーでなくても、若いのに社長になった途端、専守防衛の経営に回ってしまふタイプの人がいるが、老リーダーが逆に叱咤激励して、先進的な仕事に立ち向かうように仕向けたい。

リーダーがいつまでもトップに座っているため、老害が生じてリーダーシップが崩壊する例も少なくない。

老いによる三悪として、①頑固度が進み忠告などに耳を傾けなくなる、②こだわりや度合いが増す、③不決断になる、が指摘されている。

自分は大丈夫だと思っけていても、やはりリーダーとしての能力は劣ってくるものだ。それを認めたがらず、頑固に徹することによって、どんな思わしくない事態を招来するか知るべきなのである。

社長のリーダーシップは、あまりに自分の「我」にこだわった時から崩壊が始まる。

厳しい経営環境の中で、一国一城の主となり、社員とその家族、取引先など関係者の命運を背負って勝ち続けなければならないのだから、自我が人一倍強いに決まっている。

しかし、自我が強過ぎるのはワンマンへの道であり、行き着くところはリーダーシップの崩壊でしかない。

この時、問題になるのが2つの「我」の落とし穴である。①我執、②我がもの、

のこだわりである。

我執というのは、「オレでなければ、この会社は動かしけない」「オレが出ていかなければまともでない」「オレがいなければ何も進まない」といった強いこだわりである。

社長が強い信念を持つのは大切なことであるが、あまりに全能感にとらわれると、思わぬミスをし、せっかく築いた城を落城させてしまいかねない。

また、会社は自分のもの、と私物化するのも社員の士気を低下させ、会社をダメにする。

商人心得いるは歌に学ぶ

経営に取り組む根本姿勢

経営コンサルタント
高辻 精一

商人文化が大きく花開いた江戸時代。商人として心得て、商売に臨む根本姿勢や守るべき商人道を記した文献が数多く残されています。

それは、商い人としての道徳や規範にとどまることなく、経営戦略をも伝えていく向きもあります。

自身のつまづきや失敗を猛省し、後に続く者たちが同じことを繰り返すことのないように諫めてもおり、時代こそ違え、現代の経営に取り組むにあたってもしささかも色褪せることなく、心に染み入って来るものです。

その中の一つに、「商人心得いるは歌」があります。

これは、1842年（天保13年）に出版された「質素儉約現金大安売」（著者不詳）の中に記されているもので、「いろは」47文字の頭文字順にまとめられています。

馴染み易い「いろはカルタ」になぞらえ、平易で日常的に誦んじて学べるもので、年端もいかなない奉公人にも浸透させ、戒めて行うとする狙いも垣間見えてきます。

と同時に、爪先立った不安定で、危なっかしい経営の舵取りをしないよう、事業を引き継ぐ末代へと伝えて行こうとする意図も見えてくるのです。

質素儉約を至上としつつ

も、商人としての「分」を守り、誠を尽くして顧客に臨む商人としての心得が記されており、店に奉公する奉公人・丁稚にも徹底して教え説いたであろうことが容易に目に浮かぶものがあります。

また、人付き合いで戒めることも多い一方、相手との取引の間合いなども伝えており、興味深いものがあります。

加えて、現代経営にあっても、収益力を上げるためのビジネスモデルの構築が昨今叫ばれています。ビジネスモデル構築のためのヒントや助言なども秘められており、現代においても

気づきを与えてくれる言葉

が綴られています。

江戸時代に記されたものですが、現代の経営者にも色褪せず伝わってくる背景には、現代経営でもステークホルダー（利害関係者）である顧客・従業員・仕入先等を大事にする姿勢が貫かれていくことです。

さらに、商い道に携わる以前に、人としての道徳をわきまえた人間道を達するための修業として捉えて励むことが大事との考えが底流にあり、どんなに時代が変わろうとも、変わらぬ精神が伝わってくるのです。

このため、周りに甘えたり、迷惑を掛けたり、不誠実、さらには嘘や虚飾・虚勢を排除して、自分に厳

しく生きていくことが、時代を越えて、経営リーダーには求められているのだということが伝わってくるのです。

それが結果として、経営の信用・信頼を堅固なものにし、繁盛がもたらされてくるものだと言論してきています。

「日本の資本主義の父」と言われる渋沢栄一は、「実業と経済」の中で「信用は実に資本であって、商売繁盛の根底である」と説いています。

まさに信用は企業にとっての資本であり、ビジネス成功の基礎にあることを論じているのです。時代を問わず、ビジネスに携わる者にとって信用を築くことの大切さが脈々と受け継がれてきていることを知らされるのです。

事業承継が叫ばれている今日だが、新たに経営に携わろうとする後継者にも、ぜひ熟読玩味願えたら幸いです。

- い いろいろ扱う品は変わろうと、商いの基は変わらぬ
- ろ ろくに品定めもせず、安値に惚れて買う錢うしない
- は 計り売り枱売りは一目盛多く詰めよ
- に 日々の品を現金で買えば金繰りに病まぬ
- ほ ほどほどの分を守れよ、身分をわきまえぬ者は身を亡ぼす
- へ へりくだりて深く腰を折れ、腰の高い商人から物を買わぬ
- と どりつきの小商いを大事にせよ、さもなくば蔵は建たぬ
- ち 近きより遠きへ、正直な商いの波紋の輪は広がっていく

- り 吝嗇をして錢カメを一杯にしても、役に立てねば石ころと同じ
- ぬ 盗み物、安く買うてはならぬ
- る 留守番を相手に長居饒舌は災いのもと
- を おりおりの酒席での商談は慎め、気が大きくなりてソロバンが狂う
- わ わずかなる利の商いの掛け売りはならぬ
- か 掛け売りの高利より現金売りの薄利
- よ 欲深い押し売りは足元見られて利得なし
- た たとえ利がなくても見切れ、手元に現金があれば、また良き買い物あり

- れ 廉直に商いせよ、客を惑わしてはならぬ
- そ 祖先を尊び、家名を重んぜよ
- つ つねづね儉約し、商いの品数を増やせ
- ね 値切るもほどほど、損をさせれば良い品は持つてこぬ
- な 何事も利と誠とは表と裏の関係
- ら らくらくと営むに、儉約に勝るものなし
- む むつまじい仲ほど祝儀、不祝儀大事に
- う うかうかと買掛増やすは金欠のもと
- ゐ 居間よりも店の普請に金をまわせ
- の のらくら商人は月末に仮病で姿を隠す
- お 思わく買いに儲かるためしなし

- く くれし物、届け物あれば礼は忘れず
- や やすやすと三十日に昼寝できる現金買い
- ま まだ取れぬ売りの儲けの皮算用は夢の中の栄華なり
- け 儉約をして災いに備えよ
- ふ ふかふかと儲けの口車に乗るな、大損の穴に落ちるぞ
- こ 根を詰めて商いし、遊は目立たぬように
- え 柄も知らぬ者から買えば暖簾に傷がつく
- て 丁寧に見送り手早く渡せ傘、提灯
- あ 商いは、ただ、ただ、赤誠をつくせ

- さ 算段の要は小銭を粗末にせぬこと
- き 気をはって客に薦めよ、厳選した一品を
- ゆ ゆく末を思つて磨け礼節作法を
- め 目の前の利よりも、先々の信用が大事
- み 見栄をはる者の台所は苦し
- し 始末するも度が過ぎたると、ただの守銭奴
- ゑ えびす顔の酌に用心、下心あつての事ぞ
- ひ 火の用心、戸締まりは念には念を入れて
- も 元手の銀に余裕をもつて買い付けよ
- せ 世間を狭くする物は売つてはならぬ
- す 末ずえの繁盛を願ひ日々励め

KYBの

免震装置検査データ改ざん

ジャーナリスト 大津 彬裕

またも免震装置の検査データの不正が表面化した。15年に表面化した東洋ゴム工業の偽装は、免震ゴムの性能を偽装したものであった。今回のKYBの免震・制振装置の不正は、規模ではるかに上回り、地震多発国日本全土に不安を広げた。

この装置は、油の粘り気を利用して、建物の地下に免震ゴムなどとともに設置し、揺れを建物に伝えにくくしたり（免震）、建物内の柱の間などに斜めに配置して揺れを抑える（制振）ピストン状のオイルダンパー（制御器）である。KYBは、油圧機器最大手「カヤバ工業」の通称だったが、15年から正式な社名になった。免震・制振用オイルダンパーは現在、子会社の「カ

ヤバシステムマシナリー」が製造しており、国内シェアで4割とトップを占める。

10月16日のKYBの発表によると、03年からKYB、07年以降はカヤバ社が、15年以上、国土交通省の基準や顧客の性能基準に合わない製品の性能検査データを基準値内に収まるよう書き換えて改ざん、出荷していた。基準値内に書き換えるための係数が社内では保管されていた。

免震用は7550本が903件で、制振用は3378本が83件と986件に出荷され使用されていた。そのうち410件で改ざんが確認され、残り576件にはその疑いがあり調査中。発覚したのは、カヤバシステムマシナリーの従業員

同士の休憩中の会話だった。検査担当者から改ざんの話聞いた1人が上司に報告したという。

製品の性能をチェックする検査員は一人だけで、改ざんにはこれまで少なくとも8人が関与、工場の検査員が「データを書き換えるよう」口頭で引き継いでいた。「基準を満たしていない製品を分解して組み立て、検査し直すのに5時間程度かかる」「納期に間に合わせるためだった」ことなどが改ざんの理由だという。社内のどの範囲まで改ざんを把握していたかは弁護士らによる外部調査委員会を設置して調べる。

■五輪施設や原発施設まで全都道府県で

対象物件（建物）は、マンションや病院、自治体庁舎など全都道府県に及んでいる。六本木ヒルズ森タワー、通天閣など知名度の高い施設のほか、東京五輪で水泳などの会場になる建設中の「オリピックアクアアリーナ」の五輪関係施設

設にも使われ、東京都庁（新宿区）の第1、2本庁舎では制振装置214基が設置されている。このほかホテルも入る東京駅丸の内駅舎に免震、日銀の本店旧館（東京都中央区）と釧路支店に免震・制振装置が使われている。

さらに浜岡原発（静岡県御前崎市）、敦賀原発（福井県敦賀市）でも事故の際の非常用施設に使われているのが分かっている。伊方原発（愛媛県伊方町）の事務所棟では改ざんされたダンパー4本が使用されていた、交換を求めた。

いちいち挙げていったらきりが無いが、皮肉なのは、監督官庁の国土交通省の庁舎（中央合同庁舎3号館）でも問題のオイルダンパーが使われていたことが分かったことである。問われているのは、会社の企業倫理とサンプル調査を進めていたはずの監督官庁の監督責任である。いつまで安全に関わるデータの検査をメーカーまかせにしておくのか。

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



AIG損害保険株式会社 高崎支店 TEL. 027-363-4122

会社で入る医療補償 **ハイパーメディカル**

業務災害総合保険 疾病入院医療費用保険金・疾病入院医療保険金 等セット

政府労災の上乗せ補償 **ハイパー任意労災**

業務災害総合保険 地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

B-152291 2020-01

大役員給与の損金不算入とは？

〜経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答〜

税理士 互井 敏勝

リサ 高額な役員給与が話題となっていますね。法人が役員に対して支給する給与のうち、損金に算入されないものがあると聞きました。どのようなものですか。

サキ先生 すね。法人がその役員に対して支給した給与のうち、その役員の職務に対する対価として不相当に高額な部分の金額などについては、損金の額に算入しないこととされています。

リサ 役員給与のうち不相当に高額な部分の金額とは、具体的にどのようなものですか。

サキ先生 役員給与のうち不相当に高額な部分の金額とは、具体的にどのようなものですか。

リサ 役員給与のうち不相当に高額な部分の金額で、あるかどうかは、実質基準と形式基準により判定します。

サキ先生 実質基準とは、人がその役員に対して支給した給与の額がその役員の職務の内容、その法人の収益及びその使用人に対する給与の支給の状況、その法人と同種の事業を営む法人での役員に対する給与の支給の状況などに照らし、その役員がその職務の対価として相

リサ 実質基準と形式基準でどのように判定するのですか。

サキ先生 人がその役員に対して支給した給与の額がその役員の職務の内容、その法人の収益及びその使用人に対する給与の支給の状況、その法人と同種の事業を営む法人での役員に対する給与の支給の状況などに照らし、その役員がその職務の対価として相

リサ 実質基準とは、人がその役員に対して支給した給与の額がその役員の職務の内容、その法人の収益及びその使用人に対する給与の支給の状況、その法人と同種の事業を営む法人での役員に対する給与の支給の状況などに照らし、その役員がその職務の対価として相

サキ先生 実質基準とは、人がその役員に対して支給した給与の額がその役員の職務の内容、その法人の収益及びその使用人に対する給与の支給の状況、その法人と同種の事業を営む法人での役員に対する給与の支給の状況などに照らし、その役員がその職務の対価として相

を超える場合には、その超える部分の金額を不相当に高額な部分の金額として判定します。

また、形式基準は法人が

その役員に対して支給した給与の額の合計額が、定款の規定又は株主総会などの決議により定められた役員に対する給与として支給することができるとする金額の限度額の合計額を超える場合には、その超える部分の金額を不相当に高額な部分の金額として判定します。ただし、支給限度額が個々の役員ごとに定められている場合には、その役員ごとに判定します。

リサ 実質基準と形式基準のどちらで判定しても不相当に高額な部分の金額がある場合にはどのようなようになりますか。

サキ先生 実質基準と形式基準のいずれかが多い金額が過大役員給与として損金の額に算入されない金額となります。

リサ 実質基準とは、人がその役員に対して支給した給与の額がその役員の職務の内容、その法人の収益及びその使用人に対する給与の支給の状況、その法人と同種の事業を営む法人での役員に対する給与の支給の状況などに照らし、その役員がその職務の対価として相

サキ先生 実質基準とは、人がその役員に対して支給した給与の額がその役員の職務の内容、その法人の収益及びその使用人に対する給与の支給の状況、その法人と同種の事業を営む法人での役員に対する給与の支給の状況などに照らし、その役員がその職務の対価として相

ます。

リサ 実質基準では、役員職務の内容、法人の収益、使用人に対する給与の支給の状況や事業の種類・規模が類似する法人の役員に対する給与の支給の状況に照らして判定することですが、具体的にどのようなものが良いのですか。

サキ先生 この実質基準による不相当に高額な部分の金額かどうかの判定は、ケース・バイ・ケースであり、実務的には非常に難しい判断になります。このテーマは争いになりやすいので、判例、裁決や国税庁の民間給与実態統計調査などを参考にするといいですね。

リサ この実質基準による不相当に高額な部分の金額かどうかの判定は、ケース・バイ・ケースであり、実務的には非常に難しい判断になります。このテーマは争いになりやすいので、判例、裁決や国税庁の民間給与実態統計調査などを参考にするといいですね。

リサ この実質基準による不相当に高額な部分の金額かどうかの判定は、ケース・バイ・ケースであり、実務的には非常に難しい判断になります。このテーマは争いになりやすいので、判例、裁決や国税庁の民間給与実態統計調査などを参考にするといいですね。

リサ この実質基準による不相当に高額な部分の金額かどうかの判定は、ケース・バイ・ケースであり、実務的には非常に難しい判断になります。このテーマは争いになりやすいので、判例、裁決や国税庁の民間給与実態統計調査などを参考にするといいですね。

リサ この実質基準による不相当に高額な部分の金額かどうかの判定は、ケース・バイ・ケースであり、実務的には非常に難しい判断になります。このテーマは争いになりやすいので、判例、裁決や国税庁の民間給与実態統計調査などを参考にするといいですね。

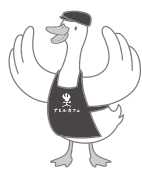


法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

NEW

がんをきむ
病気やケガの備えに

NEW/
ライフステージの変化に
ちゃんと応える
医療保険EVER



心配な「がん」の備えに

生きるためのがん保険
Days 1



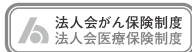
(引受保険会社)

Affiac アフラック

〒370-0841 高崎市栄町 16-11 高崎イーストタワー 13F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

AFツール-2018-5408-1903006 11月16日



女性部会

・高崎税務署 田中署長 研修会
 ・税に関する絵はがきコンクール審査会・表彰式

研修会

1月22日 ホワイトイン
 高崎にて、高崎税務署 署長 田中正治氏をお迎えし「我が国の税と財政」と題した研修会を開催いたしました。

確定申告、消費税率引き上げの為の準備、軽減税率制度導入等、私たちが豊かな生活をおくるために必要な税金に関するお話や日本の歴史の中で、日々の暮らしとともに税金が深く関わってきたお話を拝聴いたしました。

審査会・表彰式

2月25日 税に関する絵はがきコンクールの審査会を開催いたしました。税務署長を始め税理士会支部長、管内市町村長、本会会長、青年部会長、女性部会長が集まり、一次審査を通過した作品の中から、厳正なる審査を行い各賞を選考いたしました。
 3月10日には、ピエント

高崎に於いて、表彰式を執り行い、受賞者、保護者の方々に大変喜んでいただけました受賞式典となりました。表彰式では、緊張していた受賞者も最後には、来賓、受賞者と記念撮影をして終了となりました。

なお、今年度より評価する児童の人数を増やす為に「女性部会賞」を新たに設けております。
 参加校数77校
 応募総数3181枚



▲審査会

▼表彰式



青年部会

租税教室と下期研修会の開催

租税教室の開催

11月～3月にかけて、高崎税務署管内の小学校六年生41校・約2400名の児童に、部会員のべ157名が講師やアシスタントとして教壇に立ち、租税教室を開催いたしました。

「身の回りの何に税金が使われているのか考えるきっかけとなってくれる。」などの感想を頂き、子供たちの学ぶ姿勢をみて、私たちも真剣に取り組まなければと改めて感じました。

下期研修会



講師：田中正治署長

青年部会（竹内一普部会長）は、3月11日（月）、ホワイトイン高崎にて、高崎税務署・田中正治署長をお招きし、「我が国の税を考える」と題して下期研修会を開催いたしました。
 確定申告期間終了間際という事で、知っていて損にならない税知識や、企業の契約について回る印紙税について解説していただきました。

また、上野三碑と税の関係など興味深いお話をしていただきました。

Affac
 アフラックサービスショップ

募集代理店
(有)井田総合ビジネス
 アフラック い～な

0120-0269-17

〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町 469-2
 〈営業時間〉祝日定休
 月～土曜日 9:00～18:00
 日曜日 10:00～18:00

※日曜日は月1回程度お休みをいただくことがあります

土日営業

<https://www.idasogo.co.jp>

北橘

『箱田城跡』

渋川市指定史跡

箱田城は、戦国時代の地侍である箱田地衆によって築かれたと言われ、真壁城主神谷氏の下にあった今井新佐衛門が守ったと記録にあるのがこの城とされています。

箱田城は、利根川に面した標高209mの火山性孤立丘の頂上に造られた丘城跡です。長軸140m、幅95mの楕円形で、山頂を内郭として、その四囲に背の高い土居、土居の外側に濠、さらにその外側にもう一周して土居となっており、城の東北には食い違い虎口をもつ追手、西南に搦手、搦手の内側に武者屯、北方に櫓台があるなど、中世末期城郭の構築物を持つ代表的な丘城です。

上野守護代白井長尾氏の境目の城としての役目を果たしました。その後長尾氏は、上杉氏と共に衰え、この地方は武田氏の旗下に入り、次に北条氏の勢力下に

入りましたが、天正18(1589)年小田原落城により長尾氏と運命を共に廃城となりました。

この箱田城跡に、昭和48年渋川地区広域市町村圏振興組合によって、箱田城跡に建設・運営されてきた老人休養センター「城山荘」が、平成16年3月31日に閉館となり、同年11月1日に旧北橘村へ移譲されました。平成17年度、市営宿泊施設「たちばなの郷 城山」として、リニューアルオープンし、現在は、指定管理者制度により「株式会社邦堂(日本料理くろ松)」が委託運営しております。



新会員・部会員紹介

	①法人名	②代表者・部会員名	③所在地	④業種
女性-高崎	群馬	高崎	高崎	
① 小林造園土木 ② 小林 未子 ③ 高崎市上中居町 ④ 造園土木業	① ゴーチェ ② 井戸 久志 ③ 高崎市棟高町 ④ 建設業	① 鉄之神工業 ② 今井 哲也 ③ 富岡市一之宮 ④ 建設業	① A I G パートナーズ(株) ② 北川 友美 ③ 高崎市上並榎町 ④ 保険代理店	
女性-安中	箕郷	高崎	高崎	
① (有)安中機械工業 ② 小島 博子 ③ 安中市宿 ④ 金属製品加工業	① (有)塚越住設 ② 塚越 康夫 ③ 高崎市箕郷町生原 ④ 住宅機器取付	① (有)P L A C E ② 松本 憲行 ③ 高崎市中居町 ④ 保険代理店	① (有)金田金属 ② 金田 金蔵 ③ 高崎市小八木町 ④ 金属加工製造業	
青年-高崎	子持	高崎	高崎	
① (有)井田総合ビジネス ② 井田 司 ③ 高崎市飯塚町 ④ 保険代理店業	① 佐藤富士雄 ② 佐藤富士雄 ③ 渋川市北牧 ④ 農業	① 株Place&Company ② 松本 憲行 ③ 高崎市中居町 ④ 不動産業	① 関越流通倉庫(株) ② 春山 泰夫 ③ 佐波郡玉村町宇貫 ④ 倉庫業	
青年-新町	子持	高崎	高崎	
① 田村産業(株) ② 田村 真樹 ③ 高崎市倉賀野町 ④ 食肉処理業	① 株藤 ② 須藤 茂 ③ 渋川市吹屋 ④ 建設業	① 株F l o w ② 佐々木一也 ③ 高崎市浜川町 ④ 人材派遣	① (同)クォーツ ② 平館英次郎 ③ 高崎市双葉町 ④ サービス業	
青年-新町	新町	高崎	高崎	
① 株ユウ. ベル ② 鈴木 佑 ③ 高崎市山名町 ④ 製造業	① 明治安田生命保険相互会社 群馬支社倉賀野営業所 ② 河野 剛志 ③ 高崎市下佐野町 ④ 保険業	① 吉田淳一代理店 ② 吉田 淳一 ③ 高崎市鼻高町 ④ 保険代理店	① K 2 -kei two- ② 久保 浩司 ③ 高崎市通町 ④ 飲食業	
問い合わせ先 (一社)高崎法人会 事務局 〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 F A X 027-363-4576		群馬	高崎	
		① (有)金井工業 ② 金井 一裕 ③ 高崎市棟高町 ④ 塗装工事等	① 小林造園土木 ② 小林 哲也 ③ 高崎市上中居町 ④ 造園土木業	

会社名、住所、代表者、資本金等に変更がございましたら、事務局へご一報ください。

渋川

部会員企業紹介（渋川支部）

敷島産業 株式会社



代表取締役
田子英介

一、所在地

渋川市赤城町津久田一七〇一八
TEL〇二七九一五六―二〇五五

二、事業概要・会社PR

当社は、昨年創立40周年を迎えました。コンクリートポンプ車による生コンクリート圧送工事をはじめ、生コンクリート・セメント・骨材・二次製品販売、コンクリート打設工事及び重機工事、カッ



ター工事（アスファルト切断等）、ダイヤモンドコアー、ドリリング工事などを請け負っています。

三、経営理念

地元群馬で築き上げてきた実績と信頼の下、広く県外でも事業を展開しています。確かな技術を持つスタッフが、超小型から大型まで、特殊工事車など豊富な種類のポンプ車を運用。他社では対応困難な施工案件でも、現場に応じ柔軟に対応することでお客様からの信頼を得ております。

松井田

会員企業紹介

有限会社 俵屋

代表取締役

小黒 雅史

一、所在地

安中市松井田町
松井田二八二一四
TEL〇二七―三九三―三三四一

二、事業概要・会社PR

一八七四年（明治七年）創業以来一四〇余年の歴史を持つ和菓子のお舗「老舗の銘菓 たわらや」は、こだわりの商品「酒まん」の紹介をさせて頂きます。

「酒まん」はうるち米と糴を発酵させて作った「元種」にもち米のおかゆを混ぜてさらに発酵させた「酒種」を作り、その酒種の発酵を利用してふつくらと生地を膨らませる漉し餡の饅頭です。酒種に小麦粉を加えこねて一度保温庫で発酵させ、餡を包みさらにもう



一度発酵させ膨らんだものを蒸し上げます。「元種」を作るころから餡頭として出来るまで合計一週間を要するとても手の込んだお菓子です。

出来上がった「酒まん」はもっちりとした食感の生地からふわりと酒の香りが感じられこし餡との相性もとても良く、自信をもってお勧めできる商品となっております。

年間通して販売している商品なので、当店へお越しの際はぜひご賞味ください。

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



AIG損害保険株式会社 高崎支店 TEL. 027-363-4122

会社で入る
医療補償

ハイパーメディカル

業務災害総合保険 疾病入院医療費用保険金・疾病入院医療保険金 等セット

政府労災の
上乗せ補償

ハイパー任意労災

業務災害総合保険 地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

B-152291 2020-01

榛 東

会員企業紹介

有限会社 テクノ榛東

代表取締役

金谷 和男

一、所在地

北群馬郡榛東村新井

二九二二一四三

TEL 〇二七九一二〇一五五八八

二、事業概要・会社PR

渋川から高崎に抜ける、主要地方道高崎・渋川線の池端町信号を入ったつじヶ丘団地内で「有限会社テクノ榛東」を営業しております。当社は、パソコン、電話、インターネット等の



代表取締役 金谷和男

販売並びに修理を行っている会社です。

インターネットに接続出来ない、最近パソコンの起動が遅くなった等、お困りの事が御座いましたらお気軽にご相談下さい。お見積りは無料にて対応させていただきます。

三、経営理念

お客様に満足していただけるよう丁寧な仕事にこだわり、品質の良い商品を提供することにより、お客様からの信頼・信用を得て、地域に愛される企業となるべく、社員一同、日々精進しております。

吉 井

会員企業紹介

株式会社 インテリアパレスしらい



代表取締役 白井丈久

一、所在地

高崎市吉井町吉井川四二九

TEL 〇二七一一三八七一一二三九

http://www.bwayo-s.com/

二、事業概要・会社PR

当社は昭和25年に高崎市で洋家具の製造販売をする家具屋として創業しました。その後、地域密



店内の様子



店舗外観

着の家具の専門店として多くのお客様に支えられて営業してまいりました。現在は「宝探しの楽しさ」を味わえる店舗「B家具アウトレット専門店」のBウエーブと、インターネット通販「e-Living」を通じて、インテリア家具の販売を行っております。

三、経営理念

時代の変化、環境の変化に対応しながら、住空間の豊かさの追求と接客でお客様に喜ばれる企業を目指して、日々進化してまいります。



安心できると、新しい未来が見えてくる。

企業保障約37万社

※平成29年度末 当社調べ
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数



DAIDO 大同生命保険株式会社

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル4F) TEL 027-223-5260

企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

自主点検チェックシートをご活用ください！

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検結果記入表
(3月31日点検分)

点検担当者: 法人 太郎

項目番号	点検結果	改善方針
18	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

○ 点検項目チェック表

Ⅱ 貸借関係
(資産科目)

科目等	点検項目	点検欄	
		9/30	3/31
現金類 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	13 現金、小切手による高額又は予定外(緊急)の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	14 預金(通帳)と帳簿の残高は一致していますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
売掛金 未収金	15 受取手形の現物と補助簿(受取手形記入帳)は定期的に照合されていますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	16 補助簿(売掛一覧表)と得意先に対する請求残高は一致していますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	19 入金条件(決裁日、決裁手段)に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先

(一社)高崎法人会

電話番号等 027-363-4526

URL等 <http://www.takasaki-hojinkai.com/>

いやな場面に直面したとき セルフトークのすすめ

産業カウンセラー 柏木 勇一

◆失敗続き「自分はダメ人間」と自己否定に陥った工場従業員

専門学校を卒業して入社10年。工場の製造現場を経て、工程管理担当になったSさん（31歳）からの相談を最初は電話で受けた。

上司の指導で間違いなく各担当部署のデータ管理をしていたはずだったのに、報告先を間違えたり、簡単な計算ミスも目立ってきいた。先輩がひとり退職して仕事量が増えた。先輩が担当していた業務も分擔するようになったが、本社経由でいくつかの工場からの情報を受信して現場に活かす道筋を考えると難しい仕事もこなさなければいけない。それが原因だろうか。ついつい、自分はダメ人間だ、このままではここで働けない、結婚したばかりの妻に申し訳ない、と自己嫌悪、ネガティブ思考の言葉

が何度も出た。「また失敗したらどうしよう」と不安感が強くなって落ち込む日々。親しい仲間は「大丈夫だから」と励ましてくれるが、そんな言葉だけでは前向きになれなかった。

◆気持ちを前向きに切り替える言葉は探せなかったが：

休日にSさんの自宅がある町の喫茶店で会った。初対面では誰も緊張する。周辺の景色の美しさなどを語り合っただけで気持ちをほぐした。仕事の量的負担が増えた上に、難しく不慣れな業務という質的負担も重なったことがミスを生む背景にあると、まず一般的な話から入った。もちろんこれだけでは納得してくれないことは分かっていた。

落ち込んだ時、自分ほどんな言葉を吐いているのか質問した。Sさんは「10年

も勤めてこの状態か。この先もいいことないだろうな」と答えた。気持ちを前向きに切り替えるポジティブな言葉が出るのはいんどけれどね、と問いかけたが、うなずきつつも、うつむいて考え込んでしまった。

「そんな時は、3人称で語ってみる方法がありますよ、やってみませんか」と提案した。ふだんのSさんは、「仕事でミスをした。どうしたらいいか」と1人称で語っているはず。これを「太郎君はミスをした。どうしたらいいだろう」と言い換えてみるとどうなるか。3人称で語ることで自分を客観的に見つめることができる。心理的距離が生まれて、感情のコントロールがしやすくなる。いつのまにか、「太郎君、そんな時はうまくいった時を思い出してみようよ」と語りかけている自分がいるはず。Sさんも顔を上げてくれた。

◆ネガティブな状態を救うセルフトークの切り替え、応用の場は広い

1人称で話すことも3人

称に言い替えることもセルフトークに変わりはしない。ふだんは、自分は、私は、と1人称で話して何も問題ない。ストレスのない職場はない。8割の人が人間関係で悩むというデータもある。昨今は人材不足が問題になり、働く環境は悪化している。悩み、落ち込み、不安になった時の、自分でできるひとつの対処方法としての「3人称で語るセルフトーク」の効果について事例をあげながら示した。

このやり方を少し広げてみよう。悩みや不安が増して、憂うつな状態になった時、仕事への意欲もやる気もなくなり、辞めたいという悲観的な感情が強くなる場合もある。ちよつと危険な状態と言える。このような時は、親しい同僚、信頼している先輩を心の中に登場させて「彼だったらどうするだろう」「あの人はこう考えるかな」と問いかけてみる。ひとつのまにか自分の中から、とりあえずの答えが出てくるはず。ストレスに対するセルフケアの一環としてぜひ頭に入れておいてほしい。



HAKODA GROUP OFFICE

先を見る 先を見せる会計事務所グループを目指す

箱田税務会計事務所

法人、個人の税務申告・会計業務全般

有限会社 八コダ先見経営

MAS監査サービス 5カ年計画・単年度計画・予実管理

群馬県高崎市新保町163番地 TEL 027-360-5550 URL: <http://www.hakoda-group.com/>

税理士会

『支部長就任にあたり』



関東信越税理士会
高崎支部 支部長 市川 克弘

4月より関東信越税理士会高崎支部の支部長に就任いたしました市川克弘でございます。高崎法人会の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。法人会の皆様とは税務に関する活動を中心として長きにわたり友好的な関係を築き継続しておりますこと、この場を借りてあらためて感謝しお礼申し上げます。

今年4月30日に天皇陛下の退位、5月1日に皇太子様の即位があり、10月には消費税の増税が控えております。来年は夏にオリンピック・パラリンピックが東京で開催されるというように社会的にも経済面においても変化の局面にきているように思われます。

日本経済においてもあまり実感が無いものの戦後最

長と言われている経済成長が米中の経済摩擦を引き金に、既に後退局面に入っているのではという話も聞きますし、イギリスの欧州連合（EU）離脱問題も今後の経済動向にどのような影響があるかもわかりません。

また、事業承継問題がここに来て大きく取り上げられてきており税理士会としても重点施策の一つとして、中小企業の存続・発展、更に事業承継を支援する諸施策を推進するとしております。

税理士会の最近の標語の一つに「税理士は、あなたの頼れるパートナー。」というものがあります。この言葉は多くの中小企業や個人事業主の経理や経営を支え事業発展のお手伝いを

我々税理士が税の専門家としてします、ということをアピールするとともに、我々自身もそうあるべきだという決意表明でもあると私は思っています。

不透明感の増す昨今のこの様な状況に対して少しでも頼りになる存在として身近に感じていただけるよう税理士として努力していくことが地域社会への貢献、地域経済の発展へと結びつくであろうと思っております。

私の支部長としての任期は2年間ですが、歴代の支部長が築いてきた貴会との関係を更に発展させることができますよう務める所存でございます。

結びに、貴会のご隆盛と会員皆様のご健勝を祈念いたします。お待ちしております。

関東信越税理士会高崎支部役員名簿

— 平成31年4月1日現在 —

監事	吉井 章一	新井 徳治	多胡 和美	白田 潤	居村 享	伊丹 秀美	柏 昌幸	高橋 広幸	田中 直人	有賀 敦	小中 正雄	桑原 孝夫	原澤 一壽	須永 宏	福田夕紀子	清水 元	江原 克典	高橋 明彦	林 克俊	原澤 秀樹	磯部 聡	植松 靖幸	筒井 勤	雲 敦史	山本 享靖	有田 大輔	梁瀬 剛	市川 克弘
支部長																												
副支部長																												

税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。
地域社会に貢献します。 秘密を守ります。



関東信越税理士会高崎支部



シリーズ 経営寸

話

「いまさらのビットコイン」

関東信越税理士会 高崎支部 税理士 小鮎 宏規

仮想通貨の代表格であるビットコインの価値が採算ラインを割り、そろそろビットコインも終わりかと囁かれている昨今。そこで仮想通貨ビットコインについて書いてみようと思いましたが、まず、ビットコインという物（現物）は存在しません。また、データ上にも存在しません。よく「ビットコインそのものってなに？」と聞かれますが、現実にはどこにもなく「世界中のみんなの頭の中（空想の世界）にあります。」：いや、本当ですよ。では、インターネットでやり取りしているデータはなにかというと、空想の産物であるビットコインの「取引記録」、会計人っぽくいうと「仕訳日記帳」の追記データを送りあっているだけ。つまり、ビットコインの仕訳日記帳をファイル共有ソフトで共有し、取引をすべてその仕訳日記帳に記録していくことで、あたかもビットコインが存在するかのように現実の取引を

行おうという取組なので、しかもこの仕訳日記帳は摘要欄がなく、あるアドレスから別のアドレスにいくつのビットコインが移動したかということしか記録されないため、非常に匿名性が高いという特徴を持っています。そしてこの仕訳日記帳を共有するソフトが「マイニングソフト」です。ただ共有するだけのソフトならなんてことないですが、このソフトは受取った取引記録が正しいかどうか、すなわち送られてきた秘密キーが正しいかどうかを勝手に検証します。そして誰よりも早く検証できたソフトのアドレスにビットコインがいくらか追加されます。この様が、あたかも鉱山からビットコインを採掘しているようなので「マイニング」と呼ばれました。このような仕組みですから、マイニングでビットコインを増やしたければ誰よりも早く複雑な計算を終えなければならぬため、この帳簿の共有者達は、高

額な設備と電気代を投入してひたすら計算競争を行うこととなります。そして現在、この投入資金と得られるビットコインの時価が釣り合わない「採算割れ」のレベルにまでビットコイン価格が下がってきてしまっているそうです。その原因について諸説ありますが、私は以下の見解が説得力をもっていると思います。すなわち、それ自体に価値がないのに通貨として機能するのは紙幣も一緒だから価値の裏付けがあるかどうかはさほど問題ではなく、「価格が安定しないこと」と「仮想通貨維持のために資源の消費が激しい」という2点が原因だとの見解です。一般的に通貨は、「価値の交換」「価値の保存」「価値の基準」という3つの機能がありますが、価格が安定しなければどの機能も果たせません。将来高騰する通貨は誰もが貯めこんで使わないだろうし、逆に下落が予想されたら誰も受け取りません。そのような

通貨は投機対象にはなっても価値の保存としては不安定でしょうし、価値の基準としては全く役に立たません。むしろ、法定通貨を基準に価値を決められる側です。結果、通貨としては機能しないという結論になります。つまり、取引価格の急激な高騰が仮想通貨に注目が集まる要因となつたと同時に通貨としての機能を奪う要因もなつたということでしょう。また、先述の計算競争のために膨大な地球資源を消費して設備と電力を作り出し消費するわけですから、その仕組みを維持するだけのためにしては環境負荷が高すぎるというのが大問題だということです。取引手数料を節約して地球を食いつぶしたら本末転倒ですね。当初は中央集権的でない初の通貨として全世界の夢と期待をかけられたビットコインですが、結局は夢として終わるのでしょうか。少し残念な気がします。



軽減税率制度への対応には準備が必要です！

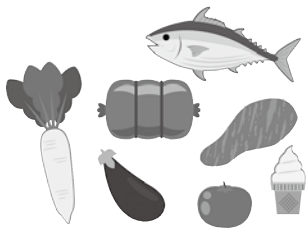
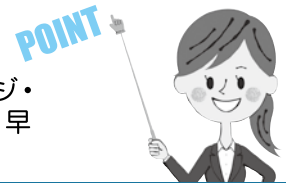
2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率は、軽減税率（8%）と標準税率（10%）の複数税率となります。

軽減税率（8%）の対象品目は、

- 酒類・外食を除く飲食料品
- 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。以下のフローチャートを参考に準備が必要な事項をご確認ください。

特に、飲食料品を取り扱う（販売する）事業者の方は、税率ごとの商品管理やレジ・受発注システムの整備などの事前準備に相応の時間が必要な場合があります。早めの準備をご確認ください。



飲食料品の取扱い
(販売) がある

売上げ・仕入れを税率ごとに区分して経理し、売上税額・仕入税額を計算します。

● 小売業・飲食業

- ・区分経理のためにレジの入替えの検討が必要です。
- ・システムを使用して仕入れの発注をしている場合、システム改修の検討が必要です。

● 卸売業・製造業

- ・取引先に交付する請求書等の様式の検討が必要です。
- ・システムを使用した受発注をしている場合、システム改修の検討が必要です。

※右の① ② ③を全てご確認ください。



飲食料品の取扱い
(販売) がない

仕入れや経費に軽減税率（8%）対象品目があれば、区分して経理し、仕入税額の計算が必要です。

※右の② ③をご確認ください。

① レジの入替えやシステムの改修について
⇒ 2 2 ページの①へ

② 請求書等の記載事項について
⇒ 2 2 ページの②へ

③ 帳簿の区分経理・記載事項について
⇒ 2 3 ページの③へ

2 3 ページの④では、飲食料品を取り扱う事業者の方が、適用税率の判定を行うに当たり、留意していただきたいポイントを掲載しておりますのでご覧ください。

① レジの入替えやシステムの改修について

軽減税率制度への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方が、レジの導入や受発注システムの改修等を行う際に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。



軽減税率対策補助金の2つの申請類型



A型 複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりする場合



B型 電子的な受発注システムを利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替えを行う場合

軽減税率対策補助金に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。
 【専用ダイヤル】0570-081-222 【URL】http://kzt-hojo.jp
 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）

② 請求書等の記載事項について

2019年10月からは、現行の請求書の記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等（区分記載請求書等）を売上先に交付していただくこととなります。課税事業者の方が仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

また、免税事業者の方は、課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

軽減税率制度に対応した区分記載請求書等の記載例

請求書において、軽減税率の対象となる商品に「※」といった記号等を表示し、かつ、「※は軽減税率対象」などの表示をする場合

同一の請求書において、軽減税率の対象となる商品と標準税率の商品とを区分し、軽減税率の対象となる商品として区分されたものについて、その全体が軽減税率の対象であることを表示する場合

軽減税率の対象となる商品に係る請求書と標準税率の商品に係る請求書とを分けて作成する場合

日付	品名	金額
11/1	米 ※ A	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
∴	∴	∴
合計 B		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円

日付	品名	金額
	軽減税率対象 A	
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
∴	∴ B	∴
8%対象		43,200円
標準税率対象		
11/2	キッチンペーパー	2,200円
∴	∴ B	∴
10%対象		88,000円
合計		131,200円

日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
∴	∴ B	∴
合計		43,200円

日付	品名	金額
11/2	キッチンペーパー	2,200円
∴	∴ B	∴
合計		88,000円



- A 軽減税率の対象であることが明らかになるよう「軽減税率対象」などを記載
- B 税率ごとに区分して、合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）を記載

軽減税率の対象となる取引がない場合は、標準税率の対象となる取引の金額を記載していれば足り、「8% 0円」といった軽減税率の対象となる取引の金額の記載は要しません。⇒ 現行の請求書と変わりありません。

③ 帳簿の区分経理・記載事項について

2019年10月からは、現行の記載事項に加え、毎日の売上げ・仕入れ（経費）を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	【請求書等保存方式】 (現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】 (2019年10月～)
帳簿の 記載事項	① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 取引の対価の額	左記 ①～④ の記載事項に加え ・ <u>軽減税率の対象品目である旨</u>

【記載に関する留意点】

- ① 「軽減税率の対象品目である旨」の記載は、軽減税率の対象となる取引であることが客観的に明らかであるといえる程度のものとする必要があります。
- ② 一定期間分の取引をまとめて記載した請求書等が交付された場合は、その期間分の取引をまとめて帳簿に記載することとしても構いません。

記載例



××年		総勘定元帳 【仕入勘定】		(税込経理)
月日	日	摘要		借方(単位:円)
11	30	株式会社〇〇物産	雑貨(11月分)	88,000
11	30	株式会社〇〇物産	※食料品(11月分) A	43,200
⋮	⋮	⋮		⋮ B
				(※:軽減税率対象品目)

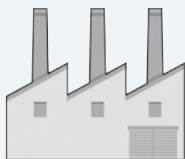
- A** 軽減税率の対象には「※」などの記号を記載します。
- B** 「※」などの記号が軽減税率の対象であることを示すことを記載します。

④ 適用税率の判定に当たりご留意いただきたいポイント！



軽減税率かどうかの判定はいつ？

軽減税率が適用される取引かどうかの判定は、商品の販売を行ったとき（取引時点）に判定します。



メーカー

メーカーが「食料品」として商品を販売したかにより、税率を判定



卸売業者

卸売業者が「食料品」として商品を販売したかにより、税率を判定



小売店

業種ごとのポイント

適用税率の判定を行う際は、以下の点にご留意ください。

食品製造業

- ・ 飲食料品を製造するための外注加工費は、**標準税率**が適用されます。
- ・ 製造工場等での直売であっても、飲食設備等で飲食させる場合、「**外食**」に該当し、**標準税率**が適用されます。

食品卸売業

- ・ 通常必要な容器（缶・トレイ等）に入った食品の販売には、全体に**軽減税率**が適用されます。

小売業

- ・ イートインスペースを設置している小売店等は、持ち帰り販売は**軽減税率**、店内飲食であれば、**標準税率**が適用されます。

飲食業

- ・ 飲食店での食事の提供やケータリング等は、**標準税率**が適用され、持ち帰り販売、出前等は**軽減税率**が適用されます。



ぐんま緑の県民税の課税期間を 5年間延長しました

森林は、豊かな水を育み、また、災害を防止するなど、私たちの安全・安心な暮らしと活発な経済活動を支えている県民共有の財産です。

群馬県では、県民・事業者の皆様にご協力いただき、大切な森林を守り、育て、次世代に引き継いでいくため、平成26年度から「ぐんま緑の県民税」を導入し、荒廃した森林の整備等を進めてきましたが、引き続き取り組んでいく必要があるため、**課税期間を5年間延長しました。**

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



◎ぐんま緑の県民税の使い途

- 🌿 水源地域等の森林整備（奥山などの条件不利な森林の整備等）
- 🌿 ボランティア活動・森林環境教育の推進（ボランティアセンターの運営、森林環境教育の指導者育成等）
- 🌿 市町村提案型事業等（平地林・里山・竹林等の整備、自然環境の保全、公有林化等）

◎ぐんま緑の県民税（森林環境の保全に係る県民税均等割の超過課税）の税率など

- 🌿 課税の方法 個人の県民税均等割、法人の県民税均等割に一定額を上乗せします。
- 🌿 年間の納税額（率） 個人：年間700円
法人：法人の県民税均等割の税額の7%相当額（年間1,400～56,000円）
- 🌿 課税期間 個人：平成35年度課税（平成34年所得分）まで
法人：平成36年3月31日までに終了する事業年度分まで

●税の使い途など森林保全に関すること
群馬県森林環境部緑化推進課
電話：027-226-3278 FAX：027-223-0463
E-mail：gm-zei@pref.gunma.lg.jp

●税の仕組みに関すること
群馬県総務部税務課
電話：027-226-3771 FAX：027-221-8096
E-mail：zeimuka@pref.gunma.lg.jp

地方税の申告は **eLTAX** で！

eLTAXは、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

手続きは
自宅やオフィスから

複数の地方公共団体へ
まとめて一度に送信

eLTAXのサービスは
無料

国と地方へ源泉徴収票・給与支払報告書を
一括提出

2019年10月1日から
地方税共通納税システムが稼働予定

大法人の **eLTAX** 使用が義務化されます！

平成30年度税制改正により、大法人（資本金が1億円超の法人等）が行う法人住民税（都道府県民税、市町村民税）・法人事業税の申告は、eLTAXによる提出が義務化されます。

※2020年4月1日以後に開始する事業年度から適用

詳しくは、eLTAXホームページ（<http://www.eltax.jp/>）をご覧ください。

高崎法人会 会員証の発行について

一般社団法人 高崎法人会 説明会・研修会・講演会 2019年度 出席表	
内容	出席印
決算税務説明会	
改正税法普及説明会	
本会上期 研修会	
本会下期 研修会	
税務署長 講演会	

一般社団法人 高崎法人会 説明会・研修会・講演会 2019年度 出席表	
内容	出席印
税を考える週間 公開講演会	
地区会・支部 研修会	
地区会・支部 研修会	
税制委員会主催研修会	


法人会主催の税務説明会、研修会、講演会等にご出席の際は、この会員証をご持参ください

1. 本会員証は1枚1年有効です。
1年有効期間を超えてください。
2. 税務説明会、研修会、講演会等にご出席の際は必ず、出席印を押印してください。
出席印が5個以上になりましたら、「税に降参る親子」を返送いただきますので、事務局までお申し付けください。
3. 税務署指導課との間で、会員優待サービスを受けられる際は、この会員証を提出してください。
※会員優待サービスは、税務署指導課との間で、事務局までご連絡ください。

この証明書は、一般社団法人高崎法人会会員の証明となるものです。また、税務署担当官による税務説明会等の研修事業等に出席した証明となるものです。

高崎法人会事務局 税務課 課長 佐藤 隆
一般社団法人 高崎法人会
〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー13F
TEL: 027-252-5111 FAX: 027-252-5112
E-MAIL: info@takasaki-kaikai.or.jp

2019年度
法人会 会員証



私たちが法人会の会員は、社会的責任のなごりとして、税務協力団体である法人会に入会し、税務説明会の開催や各種社員研修活動を通じて、民間の立場から、適正な申告納税、地域社会の発展を期します。

法人名 _____
所属業 _____
※上記は法人会会員の登録事項となります。

高崎税務署管内 税務協力団体
一般社団法人 高崎法人会

出席印が5個以上になりましたら事務局までご連絡ください。

会員証の配布時期

この証明書は、毎年度法人だより4月号に同封する形で配布いたしますので、法人名と所在地をご記入いただいた上でご使用ください。

高崎法人会会員証の配布について

高崎法人会では、平成26年度より、研修会等出席表を兼ねた会員証を発行しております。

この証明書は、一般社団法人高崎法人会会員の証明となるものです。

また研修会等出席実績表は、税務署担当官の税務説明会や、社会貢献活動としての講演会、研修会等の研修事業に出席した証明となります。

税務説明会、研修会等にご出席の際は、受付で出席印を押印いたします。

出席印が5個以上になりましたら、「税に関する冊子」を差し戻します。

会員優待サービス

この会員証をご提示いただくことで、法人会員の会員優待サービスを受けられる事が出来ます。

会員優待サービスの一覧は高崎法人会ホームページに掲載されています。

また、サービスを受けるために別途書類が必要となるものもございますので、併せてご確認ください。

会員優待サービス
をご提供いただける方が居られましたら、事務局までご連絡ください。

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

NEW
がんをきむ
病気やケガの備えに

NEW/
ライフステージの変化に
ちゃんと応える
医療保険 **EVER**



心配な「がん」の備えに

生きるためのがん保険 **1Days**



〈引受保険会社〉 **Affac アフラック** 〒370-0841 高崎市栄町 16-11 高崎イーストタワー 13F
 法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
 ※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

©商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。
 AFツール-2018-5408-1903006 11月16日

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

表紙説明

高崎法人会下期研修会 河合 敦 氏講演会

平成31年2月8日、高崎市総合福祉センターにて、多摩大学客員教授で歴史研究家の河合敦氏による講演会を開催しました。

約200名の来場者を迎え、「目からウロコの日本史～あなたが学んだ日本史は間違い～」と題しご講演いただき、盛況のうちに幕を閉じました。

【プロフィール】

1965年東京都町田市生まれ。青山学院大学文学部史学科卒業、早稲田大学大学院博士課程単位取得満期退学。多摩大学客員教授、早稲田大学教育学部講師。『世界一受けたい授業』（日本テレビ系列）、『ぶっちゃけ寺』（テレビ朝日系列）などテレビ出演多数。主な著書に『殿様は「明治」をどう生きたのか』『なぜ、あの名将は敗れたのか？』『お姫様は「幕末・明治」をどう生きたのか』（いずれも洋泉社歴史新書）、『早わかり日本史』（日本実業出版社）、『「神社」で読み解く日本史の謎』（PHP文庫）、『真田幸村 家康をもっとも追いつめた男』（小学館新書）などがある。



厚生委員会からのお知らせ

企業の安定した経営のために

法人会の福利厚生制度は
企業の皆様が安心して経営に取り組めるよう
病気、事故、労災等に備えた保障制度です

もしものときの企業防衛に……

経営者大型総合保障制度

【大同生命保険(株)・A I G 損害保険(株)】



万一の労災事故に備えて……

アットワーク ハイパー任意労災

【A I G 損害保険(株)】

がんや病気などの治療に備えて……

新生きるためのがん保険Daysと 医療保険新Ever

【アフラック】



貸し倒れや与信管理に……

中小企業向け貸倒保障制度

【三井住友海上火災保険(株)】

会社の発展のため、
法人会の福利厚生制度を上手くご活用いただければ幸いです。

※法人会の福利厚生制度は、専門の保険会社に委託しています。

お問い合わせ先

高崎法人会 事務局 ☎027-363-4526

法人会 消費税期限内納付 推進運動

高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



法人だより第172号

平成31年4月10日発行(年4回4・7・10・1月10日発行)
(発行所)一般社団法人 高崎法人会
〒370-0006
高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号
TEL 027(363)4526 FAX027(363)4576
E-mail:office@takasaki-hojinkai.com
U R L:http://www.takasaki-hojinkai.com/
(企画・編集)広報委員会:委員長 川崎 信行
(編集・印刷)荒瀬印刷株式会社

お詫びと訂正

法人だより170号におきまして、記載に誤りがございましたので、お詫び申し上げ、下記の通り訂正いたします。

誠に申し訳ございませんでした。

【訂正箇所】

P. 17 「会員企業紹介」の項、

【誤】代表取締役 石坂建也

【正】代表取締役 石倉建也

「ふれあい写真コンテスト」推薦作品

第1部 税に関すること

高崎税務署長賞



夜明け前のペデストリアムデッキ
高橋 洋二 (高崎市)

第2部 「ふれあい」または「社会貢献」に関すること

高崎税務署管内 税務協力団体連絡協議会長賞 (納税貯蓄組合連合会 会長賞)



楽しいね！キレイダネ！
西野 治男 (高崎市)

※その他の優秀作品はP.5～7に掲載してあります。

セミナーDVD

法人会会員用 無料レンタルサービス

社内研修会などにご活用ください。

会員企業様に経営実務、社員研修、人事、労務などに役立つDVDを無料でレンタルします。
他では借りられないDVDをぜひご活用ください。
詳しくは高崎法人会HPをご覧ください。



お申込方法・お問合せ

高崎法人会ホームページより、専用ページへアクセス、もしくは事務局までお問い合わせください。
HP : <http://www.takasaki-hojinkai.com/> TEL:027-363-4526

いつでも受講できます。

インターネットでセミナー受講

無料

セミナー オンデマンドサービス

利用可能セミナー
150本以上!!

高崎法人会 検索

クリック!!



ご利用方法

1. 当会HP上バナーより専用ページへ。
2. ログイン
初回、利用登録が必要です。
登録後、IDとパスワードが発行されます
3. 見たいセミナーをお選び下さい。

※非会員の方もご利用いただけますが、利用可能コンテンツに制限があります。

法人だより

No.172

河合 敦氏 講演会

「目からウロコの日本史」

「あなたが学んだ日本史は間違い」



表紙説明はP.26

平成30年度 第14回

「ふれあい写真コンテスト」優秀作品紹介

《速報版》

平成31年度 税制改正のあらまし

社長のリーダーシップが崩壊する時

商人心得いろは歌に学ぶ

高崎税務署管内 税務協力団体

一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会 渋川地区会 安中地区会 群馬地区会 榛名地区会 松井田地区会 伊香保地区会 箕郷地区会
吉岡地区会 榛東地区会 子持地区会 倉渕地区会 新町地区会 北橋地区会 赤城地区会 吉井地区会